

# 毎月勤労統計調査地方調査の説明

## 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づいた指定統計（指定統計第7号）であって、三重県内の雇用労働者の毎月の賃金、労働時間及び雇用の変動を明らかにすることを目的としている。

## 2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類にいう鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうち、労働大臣の指定する約690事業所について調査を行っている。

## 3 主要調査事項の定義

### (1) 現金給与額

現金給与額とは、所得税、住民税、社会保険料、組合費、購買代金等を差引く以前の総額のことである。

「きまって支給する給与」とは、労働協約、給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過勤務手当を含む。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて支払われたもの、ベースアップが行われた場合の差額追加分及び定期又は臨時に支払われる賞与等をいう。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

### (2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業における坑内労働者の休憩時間や、運輸関係労働者によく見られるいわゆる手待ち時間は含める。なお、本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、所定内労働時間以外の残業、休日出勤、早出等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

### (3) 出勤日数

調査期間中に、労働者が事業活動に従事するため事業所に出勤し、就業した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時から午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日となる。また、2暦日にまたがる就業の場合、出勤日数は2出勤日となる。

### (4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

ア) 期間を定めずに、又は1カ月を越える期間を定めて雇われている者

イ) 日々又は1カ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2カ月間で、それぞれ18日以上雇われている者

### (5) パートタイム労働者

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者のことである。

## 4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして、本県内の規模5人以上のすべての事業所とさらにその中の規模30人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

なお、推計の方法は次のとおりである。

## 算式

$$\text{推計比率} = \frac{\text{前月分の本月末推計常用労働者数}}{\text{本月分の前月末調査常用労働者数}}$$

(1) 推計常用労働者数 = 調査常用労働者数 × 推計比率

$$(2) \text{各種1人当たり平均額(数)} = \frac{\text{各種調査延数} \left\{ \begin{array}{l} \frac{1}{2} \text{現金給与額} \\ \frac{2}{2} \text{出勤日数} \\ \frac{3}{3} \text{実労働時間数} \end{array} \right\} \times \text{推計比率}}{1/2 (\text{前月末推計常用労働者数} + \text{本月末推計常用労働者数})}$$

## 5 結果利用上の注意

### (1) 調査結果の表現

この年報では、事業所規模5人以上と事業所規模30人以上の場合に分けて調査結果を計上している。

### (2) 調査対象事業所

#### ア) 事業所規模5人以上の調査結果

第一種事業所(常用労働者30人以上の事業所)の約360事業所と第二種事業所(常用労働者5~29人の事業所)の約330事業所を合わせた調査結果である。

#### イ) 事業所規模30人以上の調査結果

第一種事業所の約360事業所の調査結果である。

※ 第一種事業所については、平成3年1月から抽出替えを実施している。

### (3) 指数の基準年

平成2年(1990年) = 100としている。

### (4) 対前年増減率

#### ア) 事業所規模5人以上の調査結果

その指数により算出している。

#### イ) 事業所規模30人以上の調査結果

・ 昭和62年~平成2年の対前年増減率については、第一種事業所に係る平成3年1月分調査からの抽出替えに伴うギャップ修正後の改訂指数(平成2年の基準時更新前の指数)により算出している。

・ 平成3年の対前年増減率については、その指数により算出している。

### (5) 実数の年平均値

ア) 平成元年以前は各月の数値の単純平均値である。

イ) 平均2年以降は、毎月の個々の調査結果に基づく加重平均値である。

### (6) 実質賃金指数の算式

次のとおりである。

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{三重県名目賃金指数(平成2年基準)}}{\text{三重県(5市平均)消費者物価指数(平成2年基準)}} \times 100$$

(注) 三重県(5市平均)消費者物価指数は持家の帰属家賃を除く総合

### (7) 調査産業計

統計表の調査産業計には、調査事業所僅少のため公表を除外した産業も含めて算出してあるので、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

### (8) 符号の意味

統計表中で用いている符号の意味は、次のとおりである。

「-」 —— 該当数字なし

「0」 —— 単位未満

「X」 —— 2事業所以下に関する数字であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所